

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 3 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700042号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700020号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(平成4年1月からB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月から昭和59年12月まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に昭和45年頃入社し、昭和59年に退職した。その間、給与から社会保険料が控除されていたことをはっきり覚えているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、昭和49年12月1日から昭和50年6月15日までの期間及び昭和52年12月1日から同月30日までの期間において、A社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、少なくとも当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、昭和50年12月16日から昭和52年4月30日までの期間及び昭和53年1月5日から昭和54年4月25日までの期間において、A社以外の事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる上、請求者がA社の同僚として名前を挙げた者及び請求期間当時に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、訂正請求記録の対象者の勤務期間等を記憶していないことから、前述の同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる期

間以外の期間の勤務実態について確認できない。

また、請求者がA社の同僚として名前を挙げた者は、「私は同社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していたかどうか、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては分からない。」旨陳述している上、当該同僚及び当該同僚と一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の者について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、法人登記簿謄本によると、A社は、平成18年6月30日に解散しており、請求期間当時の事業主も既に死亡している上、解散当時の事業主は、「資料は何も残っていないため、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料の控除等については不明である。」旨回答している。

加えて、C町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において国民年金に加入し、当該期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間は国民年金保険料が全額免除、同年4月以降の期間は同保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、訂正請求記録の対象者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。